

市町村	項目	事業名 【通称名】	対象者・内容
片品村	定住・子育て	片品村出産祝い金支給事業	○内容：第3子以上の出産に際し誕生祝い、出産祝い（以下「祝い金」という。）を支給することにより出産を奨励し、次代を担う児童の育成に寄与することを目的とする。 ○祝い金の額は支給対象児1人につき30万円とする。 ●お問い合わせ先： 《保健福祉課》 Ⅱ：0278-58-2115
		片品村給食費補助制度	○内容：片品村立小学校または中学校に在籍している児童または生徒（以下「在籍児童等」という。）の学校給食費の一部を免除することにより、保護者の負担を軽減するとともに母子世帯等に子育てで支障が生ずることを目的とするもの。対象児には2人以上の在籍児童等を扶養する保護者に対し、2人目以降に係る学校給食費の負担を免除するもの。 ●お問い合わせ先： 《教育委員会事務局》 Ⅱ：0278-58-2144
		片品村保育料補助制度	○内容：子育て中の保護者の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境整備をするための制度。2歳の誕生日の翌月以降保育料無料となりました。（平成25年4月～） ●お問い合わせ先： 《保健福祉課》 Ⅱ：0278-58-2115
		チャイルドシート貸付	○内容：片品村内に住所がある方で、1歳未満の乳児がいる方を対象に無料でチャイルドシートを貸付する制度。 ●お問い合わせ先： 《保健福祉課》 Ⅱ：0278-58-2115
		片品村不妊治療費助成事業	○当該年度の不妊治療に要する本人負担額（国又は他の地方公共団体の助成金、その他の金の交付を受けることができる場合は、当該助成費部の額から扣除される額を控除した額）の7割を村が負担するもの。助成限度額は、夫婦一組当たり年度内合算して200万円。※助成期間限度はありません。 ●お問い合わせ先： 《保健福祉課》 Ⅱ：0278-58-2115
		路線バス利用補助制度 （片品村外通勤・高等学校等 通学定期券購入補助金、片品 村内路線バス運賃補助）	○片品村に住所を有し、村内外へ通勤・通学する方への定期券購入に補助を行う制度。通勤・通学の補助金額は、片品村内の停留所～尾瀬高校前停留所の定期運賃です。 ○片品村に住所を有し、片品村内の路線バスを利用する者に対し、運賃補助する制度。片品村内のバス停留所～尾瀬高等学校前停留所までの運賃料金を無料で利用できます。 ●お問い合わせ先： 《むらづくり観光課 地方創生推進室》 Ⅱ：0278-58-2112
住宅支援	片品村空き家バンクナビ	○内容：平成23年度11月から実施しています。片品村の物件情報を村内外の方に知っていただくため、物件情報紹介サイトを開設しました。 ●お問い合わせ先： 《むらづくり観光課 地方創生推進室》 Ⅱ：0278-58-2112	
	片品村定住促進家賃補助	○内容： 村に定住する意思を有するものに対し予算の範囲内において補助金を交付する。 ○補助金の額及び交付期間 1ヶ月当たりの補助金の額は、支払った家賃の月額3分の1以内の額（1万円を越える場合は1万円）とする。ただし算出した1ヶ月あたりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨て1ヶ月当たりの補助金の額とする。補助金の交付対象となる期間は3ヶ月を限度とする。 ○補助対象者・対象外 本村に定住し借家等を借り上げ（親族が管理する借家は除く）家賃を支払う45歳以下の者（※借主）、または本村に定住し住所を移してから3年未満で45歳以上の者（※借主）対象外の方は公務員、公共住宅に住む者、税金等の滞納者等 ※定住一住民基本台帳に登録（外国人登録を含む）し、本村に生活基盤を有する者で、永住を前提に3年以上居住する見込みのある者（事業所の転勤や季節労働等により一時転出した者は除く） ●お問い合わせ先： 《むらづくり観光課 地方創生推進室》 Ⅱ：0278-58-2112	
片品村	住宅支援	片品村住宅新築改修等補助制度	○内容：村民の居住環境の向上、村内商工業の活性化を図ることを目的として、村民のみならず自宅の新築・増築・改修工事などを行う場合の工事費用に対する補助制度。 ○対象者 ・個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事である ・施工業者は、片品村内に本社、本店を有する。 ・工事費用が20万円以上である。 ・併用住宅の工事は、個人住宅部分を対象とする。 ・平成28年4月1日以降に着工し、年度内に完了する工事とする。 ○補助の額 ・工事費（消費税除く。）10%以内で20万円を限度とする。 ●申込・お問い合わせ先： 《農林建設課》 Ⅱ：0278-58-2113
		農村体験	体験学習旅行受入事業
	定住支援	片品村定住促進のための空き家等購入改修等補助金	○内容：村外に住所を有する方で、片品村内への移住を希望されている方が、村内の空き家を購入・もしくは改修する場合にその費用の一部を補助する制度補助額は以下上限額（最大450,000円）とする。【村外に住所を有する方で、市区町村税等・使用料等相当のない者、公務員生活保護受給者は除く】（平成27年度は地方創生推進事業で実施し翌年度以降は見直し・検討していく） ●お問い合わせ先： 《むらづくり観光課 地方創生推進室》 Ⅱ：0278-58-2112